

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																						
（事業） 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 〔略〕 <u>(2) 就労定着支援に関すること（以下「就労定着支援事業」という。）。</u> <u>(3) 障害者の就労に係る総合相談に関すること（以下「総合相談事業」という。）。</u> <u>(4) 就労し、又は就労しようとする障害者の生活支援に関すること（以下「生活支援事業」という。）。</u> (5) 地域福祉の振興に関すること。 <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u> （施設及び定員） 第4条 センターには、次の施設を設ける。 (1) 〔略〕 <u>(2) 就労定着支援施設</u> <u>(3) 総合相談室</u> <u>(4) 生活支援施設</u> 2 〔略〕 （利用時間） 第5条 センターの各施設の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>就労移行支援施設</td><td rowspan="3">月曜日から金曜日まで</td><td rowspan="3">午前9時から午後5時まで</td></tr><tr><td><u>就労定着支援施設</u></td></tr><tr><td>総合相談室</td></tr><tr><td>生活支援施設</td><td>〔略〕</td><td></td></tr></table> （休業日） 第6条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。 (1) 日曜日（<u>就労移行支援施設、就労定着支援施設及び総合相談室</u>にあつては、日	施設名	区分	利用時間	就労移行支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで	<u>就労定着支援施設</u>	総合相談室	生活支援施設	〔略〕		〔同左〕 第3条 〔同左〕 (1) 〔略〕 〔新設〕 <u>(2) 〔同左〕</u> <u>(3) 〔同左〕</u> <u>(4) 〔同左〕</u> <u>(5) 〔同左〕</u> 〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1) 〔略〕 〔新設〕 <u>(2) 〔同左〕</u> <u>(3) 〔同左〕</u> 2 〔略〕 〔同左〕 第5条 〔同左〕 <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>就労移行支援施設</td><td rowspan="3">月曜日から金曜日まで</td><td rowspan="3">午前9時から午後5時まで</td></tr><tr><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>総合相談室</td></tr><tr><td>生活支援施設</td><td>〔略〕</td><td></td></tr></table> 〔同左〕 第6条 〔同左〕 (1) 日曜日（就労移行支援施設及び総合相談室にあつては、日曜日及び土曜日）	施設名	区分	利用時間	就労移行支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで	〔新設〕	総合相談室	生活支援施設	〔略〕	
施設名	区分	利用時間																					
就労移行支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで																					
<u>就労定着支援施設</u>																							
総合相談室																							
生活支援施設	〔略〕																						
施設名	区分	利用時間																					
就労移行支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで																					
〔新設〕																							
総合相談室																							
生活支援施設	〔略〕																						

曜日及び土曜日)

(2)・(3) 〔略〕

(利用対象者)

第7条 センターの事業を利用することができる者(以下この条において「利用対象者」という。)は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、当該右欄に定める者とする。

事業区分	利用対象者
就労移行支援事業	〔略〕
就労定着支援事業	(1) <u>法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証(就労定着支援に係るものに限る。)の交付を受けている者</u> (2) <u>知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けている者</u> (3) <u>身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けている者</u>
総合相談事業 ～ その他の事業	〔略〕

(就労移行支援事業又は就労定着支援事業に係る利用手続等)

第8条 就労移行支援事業又は就労定着支援事業を利用しようとする者(知的障害者福祉法第15条の4又は身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けている者(以下「被措置者」という。))を除く。)は、規則で定めるところにより、利用に関する契約を区長と締結しなければならない。

2 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前項の契約を締結しないことができる。

(1) 就労移行支援施設の定員を満たしている場合において、就労移行支援事業を利用しようとするとき。

(2)～(5) 〔略〕

3 〔略〕

(費用負担)

(2)・(3) 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔同左〕

事業区分	利用対象者
就労移行支援事業	〔略〕
〔新設〕	
総合相談事業 ～ その他の事業	〔略〕

(就労移行支援事業に係る利用手続等)

第8条 就労移行支援事業を利用しようとする者(知的障害者福祉法第15条の4又は身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けている者(以下「被措置者」という。))を除く。)は、規則で定めるところにより、利用に関する契約を区長と締結しなければならない。

2 〔同左〕

(1) 就労移行支援事業を利用する者が定員に達しているとき。

(2)～(5) 〔略〕

3 〔略〕

〔同左〕

第10条 <u>就労移行支援事業又は就労定着支援事業</u>を利用する者（被措置者を除く。次条第4号において同じ。）は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を区長に納めなければならない。 2 〔略〕 （契約の解除、承認の取消し等） 第11条 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の契約を解除し、若しくは第9条第1項の承認を取り消し、又はセンターの利用を停止し、制限し、若しくは終了させることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>就労移行支援事業又は就労定着支援事業</u>を利用する者が被措置者となったとき。 (5) 〔略〕	第10条 就労移行支援事業を利用する者（被措置者を除く。次条第4号において同じ。）は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を区長に納めなければならない。 2 〔略〕 〔同左〕 第11条 〔同左〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) 就労移行支援事業を利用する者が被措置者となったとき。 (5) 〔略〕
--	---

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。